

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金預金		3,988		7,994		9,505	
2. 売掛金		40,145		30,618		49,952	
3. 開発等未収収益		21,986		26,961		16,751	
4. 有価証券		55,540		121,666		112,535	
5. 商品		2,333		497		287	
6. 仕掛品		38		289		—	
7. 繰延税金資産		7,226		6,590		7,831	
8. その他		2,030		2,179		1,265	
9. 貸倒引当金		△61		△57		△66	
流動資産合計		133,227	47.0	196,740	54.9	198,063	55.2
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		14,398		26,003		16,850	
(2) 構築物		317		444		305	
(3) 機械装置		7,344		8,259		8,337	
(4) 器具備品		5,928		7,165		7,018	
(5) 土地		9,486		9,486		9,486	
(6) 建設仮勘定		216		—		3,813	
有形固定資産合計		37,692		51,359		45,812	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		20,314		24,796		19,219	
(2) 電話加入権等		580		554		551	
無形固定資産合計		20,895		25,351		19,770	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		71,312		50,074		65,611	
(2) 関係会社株式		8,862		8,990		8,763	
(3) 長期貸付金		—		7,317		7,263	
(4) 長期差入保証金		9,772		9,766		10,434	
(5) 繰延税金資産		—		5,698		—	
(6) その他	※2	1,681		2,809		2,966	
(7) 貸倒引当金		△22		△22		△22	
投資その他の資産合計		91,606		84,635		95,017	
固定資産合計		150,194	53.0	161,346	45.1	160,601	44.8
資産合計		283,422	100.0	358,087	100.0	358,665	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		31,288		36,197		33,941	
2. 未払法人税等		8,836		10,107		11,725	
3. 未払消費税等		1,390		1,069		1,630	
4. 関係会社預り金		6,902		7,836		6,810	
5. 賞与引当金		9,300		11,200		11,100	
6. その他		9,615		13,740		19,479	
流動負債合計		67,333	23.8	80,151	22.4	84,688	23.6
II 固定負債							
1. 新株予約権付社債		—		50,000		50,000	
2. 繰延税金負債		3,416		—		404	
3. 退職給付引当金		22,960		23,367		22,971	
4. 受入保証金		652		782		792	
固定負債合計		27,029	9.5	74,149	20.7	74,167	20.7
負債合計		94,362	33.3	154,300	43.1	158,856	44.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		18,600	6.6	18,600	5.2	18,600	5.2
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		14,800		14,800		14,800	
(2) その他資本剰余金		—		40		—	
資本剰余金合計		14,800	5.2	14,840	4.1	14,800	4.1
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		570		570		570	
(2) その他利益剰余金							
プログラム等準備金		6,044		4,431		4,431	
特別償却準備金		104		33		33	
固定資産圧縮積立金		—		73		73	
別途積立金		127,070		172,070		127,070	
繰越利益剰余金		46,074		26,235		58,886	
利益剰余金合計		179,864	63.5	203,415	56.8	191,065	53.3
4. 自己株式		△47,893	△16.9	△46,683	△13.0	△47,157	△13.1
株主資本合計		165,371	58.3	190,172	53.1	177,308	49.4
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		23,585	8.3	13,223	3.7	22,193	6.2
評価・換算差額等合計		23,585	8.3	13,223	3.7	22,193	6.2
III 新株予約権		102	0.0	390	0.1	307	0.1
純資産合計		189,059	66.7	203,786	56.9	199,809	55.7
負債・純資産合計		283,422	100.0	358,087	100.0	358,665	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			140,695	100.0		158,179	100.0		310,280	100.0
II 売上原価	※1		102,968	73.2		109,825	69.4		227,907	73.5
売上総利益			37,726	26.8		48,353	30.6		82,373	26.5
III 販売費及び一般管理費	※1		18,961	13.5		23,235	14.7		42,525	13.7
営業利益			18,765	13.3		25,118	15.9		39,847	12.8
IV 営業外収益										
1. 受取利息		5			75			28		
2. 受取配当金		906			1,113			1,051		
3. その他営業外収益	※2	121			378			461		
営業外収益合計			1,034	0.7		1,567	1.0		1,542	0.5
V 営業外費用										
1. 支払利息		7			21			21		
2. その他営業外費用	※3	8			25			165		
営業外費用合計			15	0.0		47	0.0		187	0.1
経常利益			19,783	14.1		26,638	16.8		41,202	13.3
VI 特別利益	※4		25,927	18.4		1,380	0.9		29,067	9.4
VII 特別損失	※5		157	0.1		—	—		1,640	0.5
税引前中間(当期)純利益			45,553	32.4		28,019	17.7		68,630	22.1
法人税、住民税及び事業税		8,580			9,970			20,140		
法人税等調整額		△589	7,990	5.7	1,222	11,192	7.1	△3,207	16,932	5.5
中間(当期)純利益			37,562	26.7		16,827	10.6		51,697	16.7

③【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					プログラム等準備金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	18,600	14,800	14,800	570	7,393	176	120,070	17,856	146,067	△48,133	131,334
中間会計期間中の変動額											
プログラム等準備金の取崩(注)					△1,349			1,349	—		—
特別償却準備金の取崩(注)						△71		71	—		—
別途積立金の積立(注)							7,000	△7,000	—		—
剰余金の配当(注)								△3,655	△3,655		△3,655
中間純利益								37,562	37,562		37,562
自己株式の取得										△1	△1
自己株式の処分								△109	△109	241	132
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)											
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	△1,349	△71	7,000	28,217	33,797	239	34,037
平成18年9月30日残高 (百万円)	18,600	14,800	14,800	570	6,044	104	127,070	46,074	179,864	△47,893	165,371

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	37,369	37,369	—	168,703
中間会計期間中の変動額				
プログラム等準備金の取崩(注)				—
特別償却準備金の取崩(注)				—
別途積立金の積立(注)				—
剰余金の配当(注)				△3,655
中間純利益				37,562
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				132
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△13,783	△13,783	102	△13,680
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△13,783	△13,783	102	20,356
平成18年9月30日残高 (百万円)	23,585	23,585	102	189,059

(注) 平成18年6月23日開催の第41回定時株主総会における利益処分項目です。

Ⅱ 当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本												自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金									
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計			
						プログラム等準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	18,600	14,800	—	14,800	570	4,431	33	73	127,070	58,886	191,065	△47,157	177,308	
中間会計期間中の変動額														
別途積立金の積立									45,000	△45,000	—		—	
剰余金の配当										△4,477	△4,477		△4,477	
中間純利益										16,827	16,827		16,827	
自己株式の取得												△0	△0	
自己株式の処分			40	40								474	515	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）														
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	40	40	—	—	—	—	45,000	△32,650	12,349	474	12,864	
平成19年9月30日残高 (百万円)	18,600	14,800	40	14,840	570	4,431	33	73	172,070	26,235	203,415	△46,683	190,172	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	22,193	22,193	307	199,809
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△4,477
中間純利益				16,827
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				515
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△8,969	△8,969	83	△8,886
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△8,969	△8,969	83	3,977
平成19年9月30日残高 (百万円)	13,223	13,223	390	203,786

Ⅲ 前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金									
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計			
					プログラム等準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	18,600	14,800	14,800	570	7,393	176	—	120,070	17,856	146,067	△48,133	131,334	
当期中の変動額													
プログラム等準備金の取崩 (注)					△1,349				1,349	—		—	
プログラム等準備金の取崩					△1,613				1,613	—		—	
特別償却準備金の取崩 (注)						△71			71	—		—	
特別償却準備金の取崩						△71			71	—		—	
固定資産圧縮積立金の積立							73		△73	—		—	
別途積立金の積立 (注)								7,000	△7,000	—		—	
剰余金の配当 (注)									△3,655	△3,655		△3,655	
剰余金の配当									△2,844	△2,844		△2,844	
当期純利益									51,697	51,697		51,697	
自己株式の取得											△3	△3	
自己株式の処分									△198	△198	979	780	
株主資本以外の項目の当期中の変動額 (純額)													
当期中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	△2,962	△142	73	7,000	41,029	44,998	975	45,973	
平成19年3月31日残高 (百万円)	18,600	14,800	14,800	570	4,431	33	73	127,070	58,886	191,065	△47,157	177,308	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	37,369	37,369	—	168,703
当期中の変動額				
プログラム等準備金の取崩 (注)				—
プログラム等準備金の取崩				—
特別償却準備金の取崩 (注)				—
特別償却準備金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
別途積立金の積立 (注)				—
剰余金の配当 (注)				△3,655
剰余金の配当				△2,844
当期純利益				51,697
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				780
株主資本以外の項目の当期中の変動額 (純額)	△15,175	△15,175	307	△14,868
当期中の変動額合計 (百万円)	△15,175	△15,175	307	31,105
平成19年3月31日残高 (百万円)	22,193	22,193	307	199,809

(注) 平成18年6月23日開催の第41回定時株主総会における利益処分項目です。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1. 資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 個別法による原価法</p>	<p>1. 資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券 同左</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>1. 資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券 同左</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>												
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しています。なお、技術進歩による陳腐化の著しい一部の資産については、個別見積りによる耐用年数を採用しています。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物および構築物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～6年</td> </tr> </table>	建物および構築物	15～50年	機械装置	3～15年	器具備品	3～6年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しています。なお、技術進歩による陳腐化の著しい一部の資産については、個別見積りによる耐用年数を採用しています。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物および構築物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～6年</td> </tr> </table> <p>また、器具備品の賃貸用機器については、リース期間定額法を採用しています。</p>	建物および構築物	15～50年	機械装置	3～15年	器具備品	3～6年
建物および構築物	15～50年													
機械装置	3～15年													
器具備品	3～6年													
建物および構築物	15～50年													
機械装置	3～15年													
器具備品	3～6年													

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産</p> <p>販売目的ソフトウェアについては、残存有効期間に基づく均等配分額を下限として見込販売数量もしくは見込販売収益に基づく償却方法によっています。なお、残存有効期間は原則として3年です。</p> <p>また、顧客サービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により償却しています。なお、利用可能期間は最長5年です。</p> <p>その他の無形固定資産については、定額法を採用しています。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>
<p>3. _____</p>	<p>3. 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費については、支出時に全額費用として処理しています。</p>	<p>3. 繰延資産の処理方法</p> <p>同左</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>会計基準移行時差異については、移行年度に全額を処理しています。</p> <p>数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)で定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から処理しています。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>会計基準移行時差異については、移行年度に全額を処理しています。</p> <p>数理計算上の差異については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)で定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から処理しています。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によつています。</p>	<p>5. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>5. リース取引の処理方法 同左</p>
<p>6. 収益および費用の計上基準 リサーチ・コンサルプロジェクト、システム開発プロジェクトについては原則として進行基準を、その他のプロジェクトについては実現基準を適用しています。 なお、中間期末日現在未完成のプロジェクトにかかる進行基準の適用にともなう売上高相当額については、中間貸借対照表上、「開発等未収収益」として計上しています。</p>	<p>6. 収益および費用の計上基準 同左</p>	<p>6. 収益および費用の計上基準 リサーチ・コンサルプロジェクト、システム開発プロジェクトについては原則として進行基準を、その他のプロジェクトについては実現基準を適用しています。 なお、期末日現在未完成のプロジェクトにかかる進行基準の適用にともなう売上高相当額については、貸借対照表上、「開発等未収収益」として計上しています。</p>
<p>7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によつています。なお、仮受消費税および仮払消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」 _____として表示しています。</p>	<p>7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によつています。 (2) 中間会計期間にかかる納付税額および法人税等調整額 当中間会計期間にかかる納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金の積立および取崩しを前提として、当中間会計期間にかかる金額を計算しています。</p>	<p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左 _____</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。これまでの資本の部の合計に相当する金額は188,957百万円です。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正にともない、改正後の中間財務諸表規則により作成しています。</p> <p>2. ストック・オプション等に関する会計基準</p> <p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しています。これにより、営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ102百万円減少しています。</p> <p>3. 企業結合に係る会計基準</p> <p>当中間会計期間より、企業結合に係る会計基準(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。</p>	<p>有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>法人税法の改正にともない、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これにより、営業利益、経常利益、および税引前中間純利益はそれぞれ81百万円減少しています。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。これまでの資本の部の合計に相当する金額は199,501百万円です。</p> <p>なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正にともない、改正後の財務諸表等規則により作成しています。</p> <p>2. ストック・オプション等に関する会計基準</p> <p>当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しています。これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ307百万円減少しています。</p> <p>3. 企業結合に係る会計基準</p> <p>当期より、企業結合に係る会計基準(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	<p>有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>平成19年度の法人税法改正にともない、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益および税引前中間純利益がそれぞれ79百万円減少しています。</p>	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>50,998百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>53,685百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>51,106百万円</p>
<p>※2 投資その他の資産のその他</p> <p>ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額113百万円を相殺のうえ表示しています。</p>	<p>※2 投資その他の資産のその他</p> <p>ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額113百万円を相殺のうえ表示しています。</p>	<p>※2 投資その他の資産のその他</p> <p>ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額113百万円を相殺のうえ表示しています。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 2,948百万円 無形固定資産 4,737百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 3,775百万円 無形固定資産 3,030百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 6,788百万円 無形固定資産 12,309百万円
※2 その他営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 49百万円	※2 その他営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 312百万円	※2 その他営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 227百万円
※3 その他営業外費用のうち主要なもの 投資事業組合費用 6百万円	※3 その他営業外費用のうち主要なもの 投資事業組合費用 15百万円	※3 その他営業外費用のうち主要なもの 投資事業組合費用 100百万円 社債発行費 60百万円
※4 特別利益のうち主要なもの 抱合せ株式消滅差益 25,927百万円 当該利益は、完全子会社であるエヌ・アール・アイ・データサービス㈱との合併にともない、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額を特別利益として計上したものです。	※4 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 1,371百万円 主として㈱アルゴ21株式および㈱ネットマークス株式の売却にともなうものです。	※4 特別利益のうち主要なもの 抱合せ株式消滅差益 25,927百万円 当該利益は、完全子会社であるエヌ・アール・アイ・データサービス㈱との合併にともない、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額を特別利益として計上したものです。
※5 特別損失のうち主要なもの 関係会社株式評価減 149百万円	※5 —————	※5 特別損失のうち主要なもの オフィス統合移転費用 1,429百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	4,380,480	123	22,000	4,358,603
合計	4,380,480	123	22,000	4,358,603

(注) 自己株式の増加株式数123株は単元未満株式の買取によるもの、減少株式数22,000株はストック・オプションの行使にともなう自己株式の処分によるものです。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	4,291,620	17,166,598	216,000	21,242,218
合計	4,291,620	17,166,598	216,000	21,242,218

(注) 自己株式の増加株式数17,166,598株の内訳は、株式分割による17,166,480株および単元未満株式の買取による118株です。減少株式数216,000株はストック・オプションの行使にともなう自己株式の処分によるものです。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前期末 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	4,380,480	240	89,100	4,291,620
合計	4,380,480	240	89,100	4,291,620

(注) 自己株式の増加株式数240株は単元未満株式の買取によるもの、減少株式数89,100株はストックオプションの行使にともなう自己株式の処分によるものです。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																
<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>75</td> <td>32</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5,085</td> <td>3,330</td> <td>1,754</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>42</td> <td>19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,202</td> <td>3,382</td> <td>1,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,479百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,902百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,381百万円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>630百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>601百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>20百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置	75	32	43	器具備品	5,085	3,330	1,754	ソフトウェア	42	19	22	合計	5,202	3,382	1,819	1年内	1,479百万円	1年超	1,902百万円	合計	3,381百万円	支払リース料	630百万円	減価償却費相当額	601百万円	支払利息相当額	20百万円	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>75</td> <td>44</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,382</td> <td>2,684</td> <td>698</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>42</td> <td>29</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,499</td> <td>2,758</td> <td>741</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>990百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,252百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,243百万円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>436百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>417百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置	75	44	30	器具備品	3,382	2,684	698	ソフトウェア	42	29	12	合計	3,499	2,758	741	1年内	990百万円	1年超	1,252百万円	合計	2,243百万円	支払リース料	436百万円	減価償却費相当額	417百万円	支払利息相当額	10百万円	<p>(借手側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>75</td> <td>38</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4,229</td> <td>3,103</td> <td>1,126</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>42</td> <td>24</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,347</td> <td>3,166</td> <td>1,181</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,217百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,417百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,635百万円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,115百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,063百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>34百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置	75	38	36	器具備品	4,229	3,103	1,126	ソフトウェア	42	24	17	合計	4,347	3,166	1,181	1年内	1,217百万円	1年超	1,417百万円	合計	2,635百万円	支払リース料	1,115百万円	減価償却費相当額	1,063百万円	支払利息相当額	34百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置	75	32	43																																																																																															
器具備品	5,085	3,330	1,754																																																																																															
ソフトウェア	42	19	22																																																																																															
合計	5,202	3,382	1,819																																																																																															
1年内	1,479百万円																																																																																																	
1年超	1,902百万円																																																																																																	
合計	3,381百万円																																																																																																	
支払リース料	630百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	601百万円																																																																																																	
支払利息相当額	20百万円																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置	75	44	30																																																																																															
器具備品	3,382	2,684	698																																																																																															
ソフトウェア	42	29	12																																																																																															
合計	3,499	2,758	741																																																																																															
1年内	990百万円																																																																																																	
1年超	1,252百万円																																																																																																	
合計	2,243百万円																																																																																																	
支払リース料	436百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	417百万円																																																																																																	
支払利息相当額	10百万円																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置	75	38	36																																																																																															
器具備品	4,229	3,103	1,126																																																																																															
ソフトウェア	42	24	17																																																																																															
合計	4,347	3,166	1,181																																																																																															
1年内	1,217百万円																																																																																																	
1年超	1,417百万円																																																																																																	
合計	2,635百万円																																																																																																	
支払リース料	1,115百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,063百万円																																																																																																	
支払利息相当額	34百万円																																																																																																	

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																														
<p>(貸手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額および中間期末残高 該当事項はありません。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 該当事項はありません。</p> <p>(3) 受取リース料、減価償却費および受取利息相当額 該当事項はありません。</p> <p>(4) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっています。</p> <p>(5) 転貸リースにかかる未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,038百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,222百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,260百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記転貸リースにかかる額が、借手側未経過リース料中間期末残高相当額に含まれています。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">108百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">108百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,038百万円	1年超	2,222百万円	合計	3,260百万円	1年内	108百万円	1年超	－百万円	合計	108百万円	<p>(貸手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額および中間期末残高 同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 同左</p> <p>(3) 受取リース料、減価償却費および受取利息相当額 同左</p> <p>(4) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 転貸リースにかかる未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,212百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,968百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,180百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記転貸リースにかかる額が、借手側未経過リース料中間期末残高相当額に含まれています。</p> <p>2. _____</p>	1年内	1,212百万円	1年超	1,968百万円	合計	3,180百万円	<p>(貸手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高 同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額 同左</p> <p>(3) 受取リース料、減価償却費および受取利息相当額 同左</p> <p>(4) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 転貸リースにかかる未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,130百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,033百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,163百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記転貸リースにかかる額が、借手側未経過リース料期末残高相当額に含まれています。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">54百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,130百万円	1年超	2,033百万円	合計	3,163百万円	1年内	54百万円	1年超	－百万円	合計	54百万円
1年内	1,038百万円																															
1年超	2,222百万円																															
合計	3,260百万円																															
1年内	108百万円																															
1年超	－百万円																															
合計	108百万円																															
1年内	1,212百万円																															
1年超	1,968百万円																															
合計	3,180百万円																															
1年内	1,130百万円																															
1年超	2,033百万円																															
合計	3,163百万円																															
1年内	54百万円																															
1年超	－百万円																															
合計	54百万円																															

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
1. 1株当たり純資産額 4,649.38円	1. 1株当たり純資産額 998.23円	1. 1株当たり純資産額 4,900.75円								
2. 1株当たり中間純利益 924.54円	2. 1株当たり中間純利益 82.63円	2. 1株当たり当期純利益 1,271.96円								
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 923.13円	3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 77.96円	3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 1,245.52円								
	<p>当社は、平成19年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割をおこなっています。当該株式分割が前期首におこなわれたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</th> <th>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1株当たり純資産額 929.88円</td> <td>(1) 1株当たり純資産額 980.15円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1株当たり中間純利益 184.91円</td> <td>(2) 1株当たり当期純利益 254.39円</td> </tr> <tr> <td>(3) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 184.63円</td> <td>(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 249.10円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	(1) 1株当たり純資産額 929.88円	(1) 1株当たり純資産額 980.15円	(2) 1株当たり中間純利益 184.91円	(2) 1株当たり当期純利益 254.39円	(3) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 184.63円	(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 249.10円	
前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)									
(1) 1株当たり純資産額 929.88円	(1) 1株当たり純資産額 980.15円									
(2) 1株当たり中間純利益 184.91円	(2) 1株当たり当期純利益 254.39円									
(3) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 184.63円	(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 249.10円									

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 1株当たり中間純利益	1. 1株当たり中間純利益	1. 1株当たり当期純利益
(1) 中間純利益 37,562百万円	(1) 中間純利益 16,827百万円	(1) 当期純利益 51,697百万円
(2) 普通株主に帰属しない金額 -百万円	(2) 普通株主に帰属しない金額 -百万円	(2) 普通株主に帰属しない金額 -百万円
(3) 普通株式にかかる中間純利益 37,562百万円	(3) 普通株式にかかる中間純利益 16,827百万円	(3) 普通株式にかかる当期純利益 51,697百万円
(4) 期中平均株式数 40,628,950株	(4) 期中平均株式数 203,639,610株	(4) 期中平均株式数 40,644,174株
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益
(1) 中間純利益調整額 -百万円	(1) 中間純利益調整額 -百万円	(1) 当期純利益調整額 -百万円
(2) 普通株式増加数 61,789株	(2) 普通株式増加数 12,199,574株	(2) 普通株式増加数 862,919株
3. 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	3. 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	3. 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要
(1) 平成14年6月27日発行の新株予約権	(1) 平成14年6月27日発行の新株予約権	(1) 平成14年6月27日発行の新株予約権
①新株予約権の目的となる株式の数 68,000株	①新株予約権の目的となる株式の数 325,000株	①新株予約権の目的となる株式の数 65,000株
②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり17,913円	②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,583円	②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり17,913円
③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 14,445.76円	③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 3,351.45円	③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 15,905.61円
(2) 平成18年9月11日発行の新株予約権	(2) 平成19年7月10日発行の新株予約権	
①新株予約権の目的となる株式の数 80,000株	①新株予約権の目的となる株式の数 422,500株	
②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり16,409円	②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,680円	
③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 15,872.86円	③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 3,740.54円	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
1. 純資産の部の合計額 189,059百万円	1. 純資産の部の合計額 203,786百万円	1. 純資産の部の合計額 199,809百万円
2. 純資産の部の合計額から控除する金額 102百万円 (うち新株予約権) (102百万円)	2. 純資産の部の合計額から控除する金額 390百万円 (うち新株予約権) (390百万円)	2. 純資産の部の合計額から控除する金額 307百万円 (うち新株予約権) (307百万円)
3. 普通株式にかかる中間期末の純資産額 188,957百万円	3. 普通株式にかかる中間期末の純資産額 203,396百万円	3. 普通株式にかかる期末の純資産額 199,501百万円
4. 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 40,641,397株	4. 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 203,757,782株	4. 1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 40,708,380株

(企業結合等関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称および事業の内容</p> <p>①結合企業 名称 榊野村総合研究所(当社) 事業の内容 コンサルティングサービスおよびITソリューションサービス</p> <p>②被結合企業 名称 エヌ・アール・アイ・データサービス(株)(当社の完全子会社) 事業の内容 情報システムの運用および監視、情報通信のシステムサービスの提供</p> <p>(2) 企業結合の法的形式および結合後企業の名称 当社を存続会社、エヌ・アール・アイ・データサービス(株)を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は榊野村総合研究所となっています。なお、合併による新株式の発行および資本金の増加はありません。</p> <p>(3) 取引の目的を含む取引の概要 当社グループの競争力強化に資するべく経営の一層の効率化を図るとともに、営業、企画・設計・開発からシステム運用までの一体運営をさらに強化し、顧客ニーズに対する機動的対応を図るため、当社の完全子会社であるエヌ・アール・アイ・データサービス(株)と合併しました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 当社がエヌ・アール・アイ・データサービス(株)より受入れた資産および負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。また、当社の中間財務諸表上、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額を特別利益に計上しました。</p>	<p>—————</p>	<p>(当社と、完全子会社であったエヌ・アール・アイ・データサービス(株)との合併)</p> <p>1. 結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称および事業の内容</p> <p>①結合企業 名称 榊野村総合研究所(当社) 事業の内容 コンサルティングサービスおよびITソリューションサービス</p> <p>②被結合企業 名称 エヌ・アール・アイ・データサービス(株)(当社の完全子会社) 事業の内容 情報システムの運用および監視、情報通信のシステムサービスの提供</p> <p>(2) 企業結合の法的形式および結合後企業の名称 当社を存続会社、エヌ・アール・アイ・データサービス(株)を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は榊野村総合研究所となっています。なお、合併による新株式の発行および資本金の増加はありません。</p> <p>(3) 取引の目的を含む取引の概要 当社グループの競争力強化に資するべく経営の一層の効率化を図るとともに、営業、企画・設計・開発からシステム運用までの一体運営をさらに強化し、顧客ニーズに対する機動的対応を図るため、当社の完全子会社であるエヌ・アール・アイ・データサービス(株)と合併しました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 当社がエヌ・アール・アイ・データサービス(株)より受入れた資産および負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。また、当社の財務諸表上、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額を特別利益に計上しました。</p>

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>(転換社債型新株予約権付社債の発行)</p> <p>平成18年11月15日開催の取締役会において、株式会社野村総合研究所第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行について以下のとおり決議しました。</p> <p>1. 発行総額 500億円</p> <p>2. 発行価額 額面100円につき金100円 (各社債の金額 金100万円の1種)</p> <p>3. 利率 本新株予約権付社債には利息を付さない。</p> <p>4. 償還期限 平成26年3月31日 (額面100円につき金100円で償還)</p> <p>5. 払込期日 平成18年12月5日 (平成18年11月27日から平成18年11月29日までの間のいずれかの日において正式に決定する予定。)</p> <p>6. 資金の用途 ソフトウェア開発投資、システム開発用機器およびデータセンターの新設等の設備資金、拠点の新設にともなう保証金の預託および運転資金に充当する予定。</p> <p>7. 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の数 本新株予約権の行使請求により当社が当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する数は、行使請求にかかる本新株予約権付社債の金額の合計額を下記(3)の転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整はおこなわない。</p>	<p>—————</p>	<p>(株式の分割)</p> <p>当社株式の1投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家がより投資しやすい環境を整えることを目的として、株式の分割をおこないました。</p> <p>1. 分割の方法 平成19年3月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、平成19年4月1日付で、その所有する株式1株を5株に分割しました。</p> <p>2. 分割により増加した株式数 分割前の当社発行済株式総数 45,000,000株 分割により増加した株式数 180,000,000株 分割後の当社発行済株式総数 225,000,000株</p> <p>3. 当該株式分割が前期の開始日(平成17年4月1日)におこなわれたと仮定した場合の、前期および当期における1株当たり情報は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1008 1174 1401 1627"> <thead> <tr> <th></th> <th>第41期 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)</th> <th>第42期 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1株当たり純資産額</td> <td>830.65円</td> <td>980.15円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1株当たり当期純利益</td> <td>65.03円</td> <td>254.39円</td> </tr> <tr> <td>(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>64.98円</td> <td>249.10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新株の発行)</p> <p>平成19年6月22日開催の取締役会において、平成19年7月10日(以下「割当日」という)付でストックオプションとして新株予約権を次のとおり割り当てることを決議しました。</p> <p>1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を時価を基準として決定するもの</p>		第41期 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	第42期 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(1) 1株当たり純資産額	830.65円	980.15円	(2) 1株当たり当期純利益	65.03円	254.39円	(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	64.98円	249.10円
	第41期 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	第42期 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)												
(1) 1株当たり純資産額	830.65円	980.15円												
(2) 1株当たり当期純利益	65.03円	254.39円												
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	64.98円	249.10円												

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(3) 転換価額</p> <p>平成18年11月27日から平成18年11月29日までの間のいずれかの日の(株東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に123%から128%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が14,314円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。</p> <p>8. 新株予約権の行使期間</p> <p>平成19年1月4日から 平成26年3月28日まで</p>		<p>(1) 付与対象者の区分および人数(割当予定数) :</p> <p>当社の取締役、執行役員および従業員(役員待遇) (37人) 当社子会社の取締役 (6人)</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数(割当予定数) :</p> <p>普通株式422,500株</p> <p>(3) 新株予約権の行使時の払込金額 :</p> <p>割当日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)または割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使期間 :</p> <p>自 平成22年7月1日 至 平成26年6月30日</p> <p>(5) 新株予約権の譲渡に関する事項 :</p> <p>権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。</p> <p>2. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を1株当たり1円とするもの</p> <p>(1) 付与対象者の区分および人数(割当予定数) :</p> <p>当社の取締役、執行役員および従業員(役員待遇) (40人) 当社子会社の取締役 (6人)</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数(割当予定数) :</p> <p>普通株式96,500株</p> <p>(3) 新株予約権の行使時の払込金額 :</p> <p>1株当たり1円。</p> <p>(4) 新株予約権の行使期間 :</p> <p>自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日</p> <p>(5) 新株予約権の譲渡に関する事項 :</p> <p>権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。</p>

(2) 【その他】

(剰余金の配当)

平成19年10月25日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主含む）もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（中間期末）をおこなうことを次のとおり決議しました。

- | | | |
|------------------------|------------|-------------|
| ① 配当財産の種類および帳簿価額の総額 | 金銭による配当 総額 | 4,890百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | | 1株当たり24円 |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | | 平成19年11月29日 |

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | | |
|-----|--|--|-------------------------|
| (1) | 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書です。 | | 平成19年6月22日
関東財務局長に提出 |
| (2) | 有価証券報告書およびその添付書類
(事業年度 自 平成18年4月1日
(第42期) 至 平成19年3月31日) | | 平成19年6月25日
関東財務局長に提出 |
| (3) | 臨時報告書の訂正報告書
平成19年6月22日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書です。 | | 平成19年7月10日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月15日

株式会社 野村総合研究所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月16日

株式会社 野村総合研究所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月15日

株式会社 野村総合研究所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月16日

株式会社 野村総合研究所

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。